地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

9月～10月は「行政相談月間」です

総務省では、9月1日(日)から10月31日(木)までの期間を「行政相談月間」とし、この期間を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。また、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設し、皆さまからの行政に関するお困りごとをお聴きします。相談は無料・秘密厳守

・10月の特設相談

日 10月22日(火) 13時30分～16時30分

場 武蔵嵐山駅　嵐なび

防災無線電話応答サービス

防災無線から放送された内容をご自宅の電話機や携帯電話から聞くことができます。放送内容を聞き逃した場合や、よく聞き取れなかった場合にご利用ください。(通話料無料)

TEL0120-62-3900

▼放送内容は24時間保存されます。

▼放送終了後(時差放送の場合は、全ての放送終了後)からサービスの利用ができるようになります。

防犯カメラ付自動販売機を設置しました

萱谷にある嵐山パトロールセンターの敷地に、防犯カメラ(みまもりカメラ)付自動販売機を設置しました。この自販機はキリンビバレッジ(株)と町で協定を結び設置が実現したもので、犯罪の抑止が期待できます。

今後も協定に基づき、防犯活動の促進を図っていきます。

人権意識調査の実施について

比企郡市における人権に関する住民の意識の現状を把握し、今後の人権行政に必要な基礎資料を得ることを目的とし、本町においても人権意識調査を実施いたします。調査は無作為に抽出した町民150人を対象として、8月30日に調査票を郵送します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

調査結果は、広報や町ホームページにてお知らせします。

調査対象　男女150人

調査期間　8月30日(金)～9月20日(金)

総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

今年のハロウィンジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて5億円！

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

【ハロウィンジャンボ宝くじ】

1等　3億円×12本

前後賞各　1億円×24本

(発売総額360億円・12ユニットの場合)

【ハロウィンジャンボミニ】

1等　3,000万円×50本

前後賞各　1,000万円×100本

(発売総額150億円・5ユニットの場合)

発売期間

9月17日(火)～10月17日(木)

抽せん日　10月25日(金)

お求めは県内の宝くじ売り場で！(PCやスマホからも購入できます)

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の負担を減らし、医療費の節減にもつながります。変更する場合は、まず医師に相談し、選択や使用法は薬剤師へ相談しましょう。また、7月にお送りした令和6年度の保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封しております。保険証やお薬手帳に貼っておくと、病院や薬局窓口が理解しますので便利です。ぜひご活用ください。

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日 9月21日(土) 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金相談・お手続きは、予約制を実施しております。

ご予約のない場合は、数時間お待たせする場合がありますので、年金相談・お手続きの際は、来訪日の前日までにご予約のうえご来訪願います。※お近くの年金事務所でも受付しています。

予約の申し込み

TEL0570-05-4890

《平日》8時30分～17時15分まで

▼予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

▼予約受付の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

年金を受給するためには、請求手続きが必要です

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等が印字された年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。請求忘れのないようにご注意ください。

福祉課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0716

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金(こども加算5万円)

令和5年度は住民税所得割が課税されており令和6年度住民税が非課税世帯または住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、18歳未満の児童1人当たり5万円の給付金が支給されます。

支給対象者　令和6年6月3日時点で嵐山町に住民登録があり、令和6年度住民税均等割のみ課税者(定額減税前)または住民税非課税者で構成される世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。)

ただし、令和5年度非課税または均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象となった世帯を除きます。

受給方法

①対象世帯のうち、すでに令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(10万円)を受給した世帯で、支給要件を満たすことが確認できる世帯には、支給についてのお知らせを発送し、(9月下旬以降)前回受給した口座に振り込みます。

②令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯のうち①以外の世帯には、町から確認書を発送(9月下旬以降)しますので確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒にて返送してください。返信期限は、10月31日です。

世帯員の中で、未申告の方や令和6年1月2日以降に転入された方が居る場合は、確認書が送付されませんので、別途申請が必要です。申請期限は、10月31日です。

振込日11月15日以降

注意事項　確認書または申請書に虚偽の記載をして支給を受けた場合、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。本給付金に関する詳細は、問合せ先にご連絡いただくか、町ホームページをご覧ください。

広告
相続登記の義務化　相続関係書類の収集　遺言書の書式
行政書士緒方・関根事務所
行政書士　緒方由起子
〒355-0216
比企郡嵐山町むさし台1-28-1
sekine-gyosei@kcf.biglobe.ne.jp
TEL 0493-62-5032
FAX 0493-62-2830
難しい手続きは、
専門家の力を借りて楽にしませんか
あなたの力にきっとなります
私たちにお任せください
0493-62-5032
相談無料…お電話にてご予約を
HPはこちら
平日午前9時～午後5時　駐車場完備　駅徒歩2分
嵐山町立図書館
コンビニ
コンビニ
駅
ドラッグストア
東口
武蔵嵐山駅